

令和2年5月29日

第319号

〔発行〕（公社）神奈川労務安全衛生協会藤沢支部
支部長 TOTO株式会社 茅ヶ崎工場
編集 藤沢支部広報部会
<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/fujisawa/index.htm>

支部長就任のご挨拶

TOTO株式会社 茅ヶ崎工場

岩井 泰



公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会藤沢支部 会員各事業場の皆様におかれましては、日頃より藤沢支部活動にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本年度より支部長を務めることになりました、TOTO株式会社 茅ヶ崎工場の岩井と申します。宜しくお願いいたします。

浦上前支部長におかれましては、2年間にわたり藤沢支部活動の推進に多大なる貢献をいただき改めて感謝申し上げます。

私どもTOTO茅ヶ崎工場は、この地で事業をさせていただき今年で83年目となります。

はなはだ微力ではありますが、地域の労務安全衛生に貢献するべく支部の諸活動にしっかりと取組んでまいりたいと思っております。

2020年度と21年度の藤沢支部のスローガンは「ゆとりある気持ちが繋がる安全職場 ゆとりある心で繋がる健康職場 皆でつくろう快適職場！」です。このスローガンは皆様の応募作品の中から選ばれたものです。安全・健康の確保は事業活動に欠かせないものでありますが、それらを職場の一人一人が「ゆとりある」気持ちと心で繋いで作り上げていこう、ということが表現された素晴らしいスローガンであると思います。このスローガンの実現に向け支部一丸となって取組んでまいりましょう。

今年は、第13次労働災害防止推進計画が中間年の3年目となります。目標達成には、事業場各位の自主的な安全衛生活動の取組みが基本と

なりますので宜しくお願いいたします。

支部としましても、行政の重点施策に沿った内容で藤沢労働基準監督署のご指導をいただきながら有効かつ具体的な講習会を計画・推進いたします。

また、近年は事業場における労務安全衛生スキルの継承が懸念されていることもあり、各事業場で実践いただける労務安全衛生マネジメントシステムの普及・啓発活動にも力をいれてまいります。広報誌やホームページを通じ広く各種行事や講習会情報をPRするとともに、会員事業場のニーズに基づいた実行性のある支部活動も推進いたします。

さらに、第三次産業および小規模事業場に対しても労務安全衛生管理の徹底を訴求すべく、藤沢労働基準監督署と連携しながら講習会などを実施していく予定です。

事業場を取り巻く環境は、新型コロナウイルスだけでなく、高齢化・人手不足・外国人労働者の増加など様々な課題があります。私どもは、そういった環境の変化に対応しつつ労働災害全体の減少に取り組んでいかなければなりません。これまで以上に会員の皆様方のご協力をいただき、藤沢労働基準監督署や協会本部のご指導も賜りながら、支部活動を充実したものにしていきたいと思いますので宜しくお願い申し上げます。

結びに皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、支部長就任の挨拶とさせていただきます。

ご安全に。

〔令和2年度 （公社）神奈川労務安全衛生協会藤沢支部スローガン〕

ゆとりある気持ちが繋がる安全職場
ゆとりある心で繋がる健康職場 皆でつくろう快適職場！

着任のご挨拶

藤沢労働基準監督署

署 長 黒澤 淳一



令和2年4月1日付けで藤沢労働基準監督署に着任しました黒澤と申します。

日頃から私ども労働基準行政に多大なご理解、ご協力をいただいていることに感謝申し上げるとともに、働き方改革への対応をはじめとした労働環境の整備に取り組んでいただいていることに、重ねて感謝申し上げます。

前任地は横浜南労働基準監督署です。昨年度は9月初めに台風15号、10月初めに台風19号が神奈川県に甚大な被害をもたらしました。特に台風15号は横浜市金沢区福浦・鳥浜地区の工業団地を高潮となって襲い、工場の建物・機械類に会社の存続にかかわる被害をもたらしたことが、強く記憶に残っております。

今年は、年初から新型コロナウイルス感染症への対応、感染症がもたらす経済情勢の激変に、大

変なご苦勞をされながら事業活動を行っておられることと思います。

労働基準監督署といたしましては、働き方改革の推進に当たり、従来から中小企業の皆様の立場に立ち丁寧な相談・支援を心掛けてきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による皆様への影響についても十分配慮し、労働基準関係法令の趣旨を踏まえた自主的な取組を行っていただけるよう、きめ細かな対応をしてまいります。

厚生労働省・神奈川労働局としても、特別労働相談窓口を設置し、種々のご相談に対応するとともに、各種助成金や特例、労働保険料の納付猶予等の支援策を実施しております。

各種支援策を是非ご活用いただき、雇用の維持、テレワークを含めた労働環境の整備、従業員の感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息を願いつつ、神奈川労務安全衛生協会藤沢支部並びに会員事業場の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念し、着任の挨拶とさせていただきます。藤沢労働基準監督署職員とともども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

着任のご挨拶

藤沢労働基準監督署

第一方面主任監督官 片平 寛士



令和2年4月1日付けで藤沢労働基準監督署第一方面主任として着任いたしました片平寛士と申します。前任地は、平塚労働基準監督署の監督課で勤務しておりました。

引き続き湘南エリアでの勤務となりますが、藤沢署の管内には、江の島や鎌倉などの名所を有しており、このような場所で勤務できることをうれしく思っております。

さて、本年度は、労働時間の上限規制が中小企

業のみなさまにも施行される重要な年となっておりますが、現在、新型コロナウイルス感染拡大により、国民のみなさまにはSTAY HOMEが呼びかけられ、経済活動にも大きな影響が出ております。当署へは日々、休業手当の算定方法や労働時間の管理などの多数の相談が寄せられている状況ですが、少しでも皆様のお役に立つことができればと日々業務を行っています。

平時であれば、働き方改革推進にかかるお願いを申し上げたいところではございますが、まずは1日も早く新型コロナウイルスが収束することを祈念いたしますとともに、微力ではございますが、湘南地域の行政課題に尽力し、当地域の健全な発展を目指してまいりたいと思いますので、会員の皆様方におかれましてはどうぞよろしくお願いいたします。

着任のご挨拶

藤沢労働基準監督署

第二方面主任監督官 三浦 彩



令和2年4月1日付けで第二方面主任監督官として着任いたしました三浦と申します。

昨年度より、藤沢署は方面制の署となり、「安全衛生課＝第二方面」とご案内差し上げておりましたが、今年度に安全衛生課が新設され、

第二方面は第一、第三方面と同様に労基法を中心とした各種届出、相談、監督指導を担当いたします。度々の組織変更にお手数おかけしているかと存じますが、ご理解・ご協力くださいますよう、宜しくお願いいたします。

現在、新型コロナウイルスの影響もあり、期せずして働き方に大きな転換期を迎えております。未だコロナ禍の終息が見えず不安な情勢下にありますが、これを乗り越え、労使の相互信頼を築きつつ、多様な働き方を可能にする「働き方改革」への取組みに私も及ばずながら尽力させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

着任のご挨拶

藤沢労働基準監督署

第三方面主任監督官 増田 憲太



令和2年4月1日付けで藤沢労働基準監督署の第三方面主任監督官として着任いたしました増田憲太と申します。前任地は平塚労働基準監督署で、安全衛生課に配属されておりました。今年度から監督担当部署の所属となりますが、数年間監督担当

部署を離れておりましたので、監督業務は久しぶりとなります。

藤沢での勤務は初めてとなりますので管内状況など把握しきれていない状況ではありますが、早期に把握を行い、時間外労働上限規制などを含む改正労働基準法等に関する相談など働き方改革推進に僅かでも尽力できればと考えております。また、業務を行う上で、新型コロナウイルス感染症による影響についても十分に配慮し対応して参りたいと思っております。

最後に、会員事業場の皆様がより良い職場環境で仕事が行えるよう、微力ではございますが当署での業務に力を尽くして参所存でございますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

着任のご挨拶

藤沢労働基準監督署

安全衛生課長 小野 純一



令和2年4月1日付けで安全衛生課長に着任いたしました小野純一と申します。

当署は、昨年度に引き続き、今年度も改組がなされ、再び安全衛生課が設置されました。

神奈川労働局安全課から異動してまいりましたが、藤沢署には縁があり、2年ぶり5度目の勤務となります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、リスクを回避するための行動変容が求められている状況下におきまして、各事業場においては、職場や職務の実態に即した様々な対策にお取組みいただいていることと思います。各事業場や神奈川労務安全衛生協会藤沢支部におかれましても、安全衛生に関する各種取組や行事の開催が制限され、中止・延期となっている状況にあり、事業場の労務や安全衛生を担当される方には、様々な御苦労があるかと思いますが、今後、通常の状態に戻りました際には、各事業場において積極的な安全衛生活動を展開していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

労働者の健康・安全の確保と職場の快適化に向けて微力ながら努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

着任のご挨拶

藤沢労働基準監督署

労災課長 田邨 孝宏



令和2年4月1日付けで労災課長に着任した田邨と申します。藤沢署での勤務は平成7年、8年の2年間以来、約25年ぶりとなります。

当時は右も左も分からず、署内の諸先輩方だけではなく各事業場の皆様にもご迷惑をおかけしたことや、

湘南台駅では横浜市営地下鉄と相模鉄道が新駅開業

へ向けての工事を行っている最中であったことなどを思い出し、隔世の感を覚えております。

さて、今年度の労災課所管の制度改定としましては、「労働保険年度更新申告書の電子申請での提出義務化（特定の法人）」があります。現在の社会情勢を鑑みましても、電子申請の利用促進は重要な施策の一つであり、対象法人以外の皆様もぜひ電子申請のご活用をお願い申し上げます。

また、複数事業場で勤務される人にかかる労災補償での給付基礎日額の算定に関し、新たな給付が創設される予定となっております。

今後も迅速・適正な労災補償行政を目指していく所存でございますので、皆様のご指導・ご鞭撻を頂戴できれば幸いです。

2020年度 通常支部総会開催される

2020年4月22日(水) 於：藤沢市建設会館 4階大会議室

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会藤沢支部の通常支部総会は新型コロナウイルス緊急事態宣言発令の中、274社の委任状と支部長・副支部長会社の2社出席合わせて276社となり、支部規約第20条、総会員数の2分の1以上の確保を以て成立し開催されました。

開会に先立ちまして、浦上支部長より開会挨拶をいただいた後、第1号議案から第5号議案まで滞り

なく決議承認されました。

議案内容としては、2019年度の事業報告、収支決算報告、2020年度の事業計画、収支予算、支部役員の変更です。

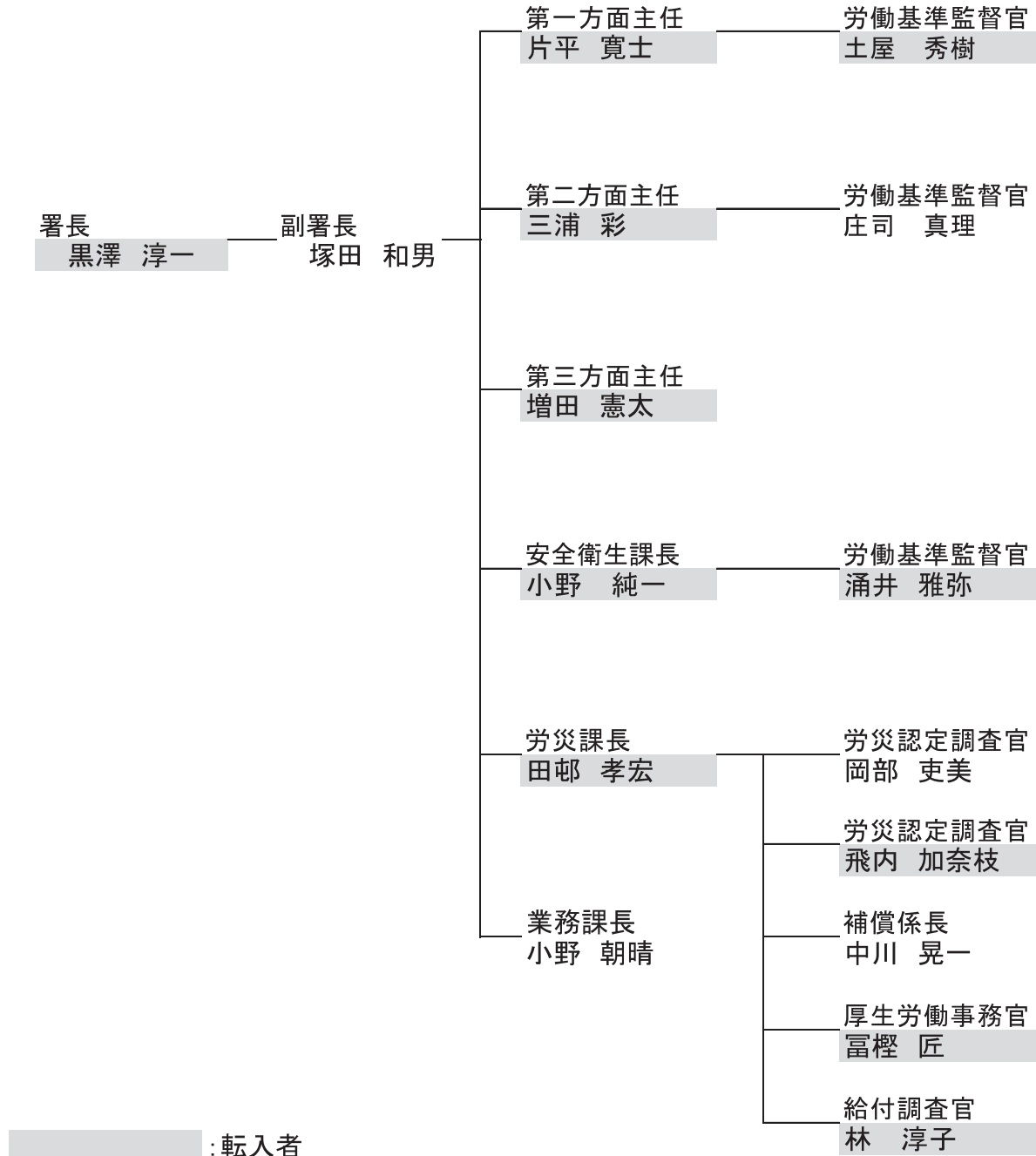
最後に閉会の挨拶は岩井新支部長の辞で本総会を締めくくりました。

〈広報部会：TOTO(株) 高橋明彦〉

藤沢労働基準監督署からのお知らせ

令和2年4月1日付けで安全衛生課がある方面制署になり、下記のと通りの組織となりました。

【藤沢労働基準監督署組織図】



連絡先 藤沢労働基準監督署
〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階

令和2年4月1日から藤沢労働基準監督署の番号が変わりました。
労働基準監督署の部署別にダイヤルインとなりました。

- ◇方面（監督・労働条件関係） 0466-23-6753
- ◇安全衛生課（安全衛生関係） 0466-97-6748
- ◇労災課（労災保険関係） 0466-97-6749
- ◇総合労働相談コーナー 0466-23-7223

第13次労働災害防止推進計画(平成30年度から令和4年度)の推進状況について

藤沢労働基準監督署

第13次労働災害防止推進計画は、令和4年までに平成29年の休業4日以上之死傷災害を5%減少させることを目標に各事業場において、災害防止の各種取組をお願いしています。

平成29年の休業4日以上之死傷災害567件を、令和4年に538件に減少させることを目標としています。

本年度は、3年目となりますが、初年度の平成30年は、604件、前年比37件増加（前年比6.5%増加）となり、2年目となる令和元年は、577件、前年比27件減少（前年比4.5%減少）となりました。

令和元年は前年に比べて減少したものの、当該年の減少目標値である555件と比べて、22件（3.8%）多い状況にあり、目標達成ができませんでした。

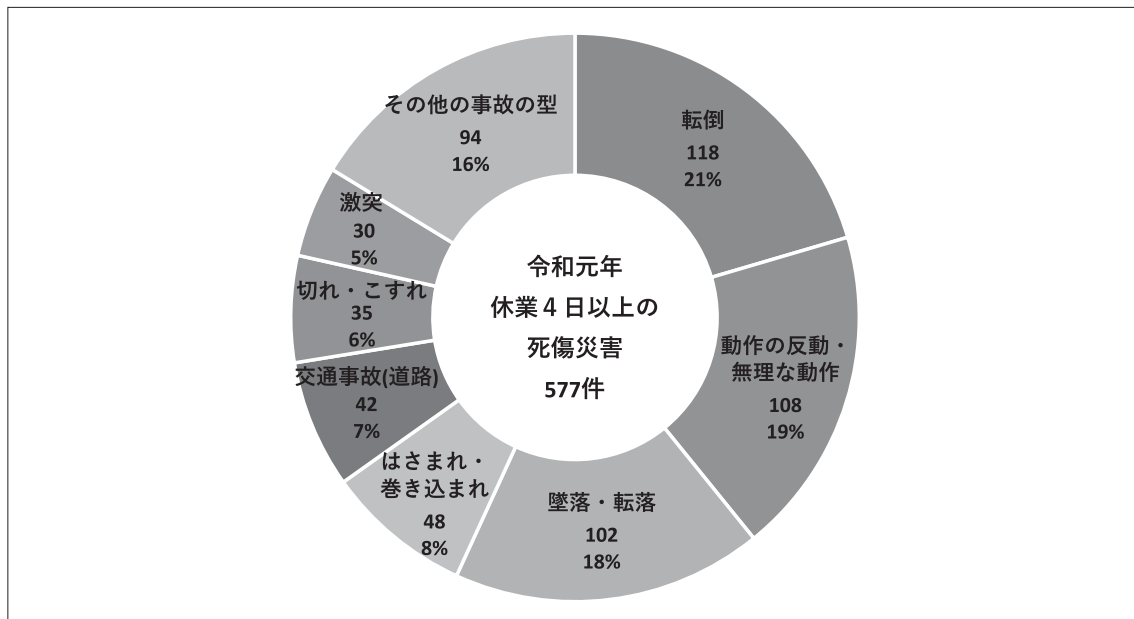
このため、本年度以降は、令和4年の目標値538件に向けて、より一層の減少が必要となります。

業種別	第12次防 期間中の 死傷災害	平成29年 死傷者数 (基準年)	減少目標	第13次労働災害防止推進計画						
				平成30年		令和元年		令和2年	令和3年	令和4年
				目標値	確定値	目標値	確定値	目標値	目標値	目標値
全産業 (対前年増減割合)	2,831	567	5%減少	561	604	555	577	550	544	538
				-1.0%	6.5%	-1.0%	-4.5%	-1.0%	-1.0%	-1.0%
製造業	死亡災害	4	15%減少	0	0	0	0	0	0	0
	死傷災害	469	10%減少	91	105	89	90	87	85	83
建設業	死亡災害	3	15%減少	0	1	0	1	0	0	0
	死傷災害	357	10%減少	59	65	58	60	56	55	54
陸上貨物運送事業		255	5%減少	62	60	62	64	61	60	59
第三次 産業	小売業	467	5%減少	94	103	93	81	92	91	90
	社会福祉	276	5%減少	51	63	51	60	50	50	49
	飲食店	177	5%減少	41	32	40	29	40	39	38

下のグラフは、令和元年における事故の型別の死傷災害発生状況です。転倒災害が118件（21%）と最も多く、次いで、動作の反動・無理な動作108件（19%）、墜落・転落102件（18%）の順となっています。

この3つの事故の型の災害で、328件・56.8%となり、半数以上を占めています。

転倒災害については、「STOP!転倒災害プロジェクト」、動作の反動・無理な動作については、「職場における腰痛予防対策指針」を参考に積極的な取組をお願いいたします。また、墜落・転落災害については、法令に基づく高所における適切な墜落防止措置の徹底を講じてください。



時間外労働の上限規制

2020年4月1日から中小企業でも適用になりました。

建設事業、自動車運転の業務、医師、砂糖製造業は2023年3月31日まで適用が猶予されます。
新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されます。

時間外労働の 上限規制とは	残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
------------------	--

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
以下を超えることはできません。

- 年720時間以内
- 複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
- 月100時間未満（休日労働を含む）

月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。

また、原則である45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

2020年4月1日から賃金台帳などの記録の保存期間などが延長されます。

労働基準法の一部改正

1 賃金台帳などの記録の保存期間の延長

賃金台帳などの記録の保存期間を5年に延長しつつ、当分の間はその期間が3年になります。併せて、記録の保存期間の起算日を明確化しました。

2 賃金請求権の消滅時効期間の延長

賃金請求権の消滅時効期間を5年（これまでは2年）に延長しつつ、当分の間はその期間が3年になります。

3 付加金の請求期間の延長

付加金を請求できる期間を5年（これまでは2年）に延長しつつ、当分の間はその期間が3年になります。

化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）を改正しました。

2020年2月7日付けで指針を改定しました。

《対象物質の追加》

国が実施したがん原性試験の結果、新たに発がんのおそれがある化学物質と評価されたことから、次の2物質を指針の対象物質に追加しました。

○ アクリル酸メチル ○ アクロレイン

《適用範囲の改正》

メタクリル酸2,3-エポキシプロピルについて、測定分析手法を確立したため、作業環境測定を事業者が講ずべき措置に追加しました。併せて、使用すべき保護具もお示ししています。

講習会実施報告(2020年 1 ～ 3 月)

2020年1月から3月に、藤沢支部が主催した講習会の概要を報告します。

粉じん作業特別教育

2020年1月23日(木)：25社56名参加

粉じん障害防止規則で義務付けられている「特定粉じん作業に従事する者」に対する特別教育の位置付けで実施しました。

リスクアセスメント研修会

2020年1月28日(火)：14社36名参加

労働災害を防止するため、事業者は自主的に事業場における危険性又は有害性等の調査を実施し、リスクの低減や除去することで労働災害発生の可能性を低下させることが必要とされており、そのための手法である「リスクアセスメント」を習得するために実施しました。

K Y T (危険予知訓練) 研修会

2020年2月4日(火)：18社51名参加

災害を未然に防止するための有効な手段として挙げられているK Y T (危険予知訓練) について、現場作業に即した形でいい、身に付けていただくことを目的として、本研修を実施しました。

健康づくり研究会

2020年2月6日(木)：産業医45名、2社2名参加

食生活は、生活習慣病の一要因とも言われているため、正しい食事の知識を労働者に身につけてもらうことは重要です。今回は、正しい食事の基本を指導いただくため、「食」をテーマとした研修を実施しました。



職長教育講習会

2020年2月13日(木)、14日(金)：24社44名参加

労働安全衛生法60条に「新たに職務につくこととなった職長、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、（中略）安全又は衛生のための教育を行わなければならない」と定められており、法令に沿った形での職長教育を実施しました。

労務管理実務研修会

2020年2月18日(火)：21社23名参加

労働基準監督署各種手続きの解説（直近改正・働き方改革にも対応しています）として、① 労務関係 ② 安全衛生関係 ③ 労災保険関係の研修を実施しました。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

2020年2月28日(金)：5社7名参加

労働安全衛生法第60条第2項に基づき「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」更にフォークリフトの通達（第114号）による「当該教育の推進を図ること」、等に準拠したフォークリフト運転業務従事者に対する安全衛生教育を実施しました。



安・健・快 雑感

弊社藤沢工場勤務となって4年経過し、同時に労安協藤沢支部の部会役員も4年が経ち、部会のなかでも古参になりました。当然、私も年をとるわけで…50歳を過ぎて健康に気をつける年代になりました。

ある時、何気なく会社の廊下を歩いていると「何もないところでつまづく」ことがありました。「何故だろう？」と思いながら過ごしていると、その現象が何度か発生。よく考えると膝が上がってなく、歩行姿勢がすり足になって歩いていた様子。膝の裏を伸ばして歩いていないと気づきました。

そこで、日常的に「歩く」ことに気を付けるようになりました。会社最寄り駅の小田急線「長後駅」から会社まで「歩く」ことを決め、片道2キロ弱、ゆっくり歩いて25分、早足で歩いて20分、出勤時に歩いています。調子が良く、疲れていなかったら退勤時も歩きます。天候に左右されず極力歩くことにしていますが、雨や雪の程度がひど

いすゞ自動車株式会社

吉岡 尚人



いと歩くことをあきらめバスに乗ります（基本的にバスの路線があります）。また、昨今は夏の暑さが厳しく、歩いただけでも大汗をかきますし、ひどいときは頭がクラクラすることもあります。健康のためと思いつつ、命の危険に身をさらしているような…。

でも、季節の良い5月はとても気持ちよく朝の出勤の時間を使えます。バスに乗っていると目に入らないような景色・風景・風情を感じられます。道端の雑草にも花が咲いていたり、途中で見かける畑には季節の露地野菜が栽培され、これからの季節にはキュウリやナス、スイカなども見られます。また、往年の名車が保管されているガレージがあったり、極めつけは目の前に富士山の姿が見られることも。

これからも健康のため、リフレッシュのため、通勤で「歩く」ことを続けていこうと思います。

〔編集後記〕

この編集後記を書いているのは5月初旬ですが、新緑を楽しむ余裕もなく新型コロナウイルスという「未曾有の疾病クライシス」真っ只中。

自然災害や原発事故は、他地域への避難や域外からの支援が期待できますが、今回の新型コロナ禍は全世界的規模で拡散し、誰もが「当事者」として巻き込まれています。各国の政策は①強権的な行動抑制による封じ込め、②緩い自粛勧奨、③両者の中間に当たる自粛強化型に大別され、我が国は北海道や大阪府、東京都のリーダーシップに引き摺られる様に②から③に移行、併行して出口戦略を模索する段階に入っていますが、誰もが満足する100点満点は難しい。

1億総自粛と言いつつ、身を削りながら戦っている医療関係の方々を始め、小売、物流、介護、保育、銀行など社会インフラを支えて下さっている方々のご苦労には頭が下がる思いです。

先が見えない戦いが続くと警戒心を維持するのも難しくなり、そのうち考えることすら疲れてやめたくくなりますが、コロナ疲れを言い訳に感染拡大に繋がる行動は慎み、「（表現が不適切かもしれませんが）壮大な社会実験」に参画しているというポジティブな意識を持って正しい情報を選別しながら「自分ごと」として捉え、行動したいものです。

〈広報部会：日産工機㈱ 小林克己〉

藤沢支部 事務局よりお知らせ

新型コロナウイルス感染症による「緊急事態宣言」を受けて、各種講習会等が中止となり、会員事業場の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

6月度より一部の講習会を再開しておりますが、再開に当たり「講習会再開時の感染防止対策」や「健康チェック」などを徹底し運営して参ります。会員事業場ならびに受講生の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、講習会・セミナーの予定が大幅に変更になっております。最新の情報は藤沢支部ホームページをご覧ください。

神奈川労務安全 藤沢 検索